

令和 8 年 9 月 9 日判決言渡

令和 7 年（行ケ）第 1 0 0 8 8 号 審決取消請求事件

口頭弁論終結日 令和 8 年 7 月 2 2 日

判 決

5

原 告 コンメッド コーポレイション

同訴訟代理人弁護士・弁理士 浜 田 治 雄

10

被 告 特 許 庁 長 官

同 指 定 代 理 人 栗 山 卓 也

太 田 良 隆

天 野 貴 子

15

北 村 英 隆

石 川 薫

主 文

1 原告の請求を棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

20

3 この判決に対する上告及び上告受理の申立ての
ための付加期間を 3 0 日と定める。

事実及び理由

第 1 請求

特許庁が不服 2 0 2 3 - 1 5 3 5 2 号事件について令和 7 年 4 月 2 4 日にし
た審決を取り消す。

25

第 2 事案の概要

本件は、後記本願の出願人である原告が、被告に対し、拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決の取消しを求める事案である。

1 特許庁における手続の経緯等（当事者間に争いがないか、又は当裁判所に顕著な事実）

5 (1) 原告は、平成29年4月6日、発明の名称を「正圧ガスを使用する外科吸引装置」とする発明について、特許出願（特願2018-545340号。以下、この出願を「本願」といい、出願日を「本願出願日」という。）をしたが、令和5年4月27日付けで拒絶査定を受けた。

10 (2) 原告は、同年9月11日、上記拒絶査定に対して拒絶査定不服審判請求（不服2023-15352号）をしたところ、令和6年8月13日付けで拒絶理由が通知されたため、原告は、令和7年2月14日に手続補正書を提出した（以下、この補正を「本件補正」という。）。

15 (3) 特許庁は、同年4月24日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決（以下「本件審決」という。）をし、その謄本は、同年5月9日、原告に送達された（出訴期間90日附加）。

(4) 原告は、同年9月5日、本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した。

2 特許請求の範囲

本件補正後の本願の特許請求の範囲の請求項1の記載は、以下のとおりである（以下、これを「本願発明」という。甲19）。

20 「吸引システムであって、

外科手術用ツール、キャニスタ(860、1660、2560)、フィルタ(1030、1630、1730、1930、2430)、および受動吸引装置(300、500、700、800、1300、1500、1600、2100)からなり、

25 受動吸引装置(300、500、700、800、1300、1500、1600、2100)は(i)第1の中空区間、第2の中空区間、またはそれらの組み合わせの内径の狭窄部、(ii)第2の中空区間の端部の第2の対向面に隣接して配置されるか、または少なくとも

も部分的に重なる前記第 1 の中空区間の端部の第 1 の対向面によって形成される導管、または(iii)それらの組み合わせを備え、受動吸引装置(300、500、700、800、1300、1500、1600、2100)への加圧流体の流入は、受動吸引装置(300、500、700、800、1300、1500、1600、2100)内に低圧領域を形成し、受動吸引装置(300、500、700、800、1300、1500、1600、2100)は吸引システムの受動吸引源を備え、外科手術用ツールの出力ポートは、キャニスタ(860、1660、2560)の入力ポートと流体連通し、キャニスタ(860、1660、2560)の出力ポートは、フィルタ(1030、1630、1730、1930、2430)の入力ポートと流体連通し、受動吸引装置(300、500、700、800、1300、1500、1600、2100)の入力ポートまたは出力ポートは外科手術用ツールの入力ポート、外科手術用ツールの出力ポート、キャニスタ(860、1660、2560)の入力ポート、キャニスタ(860、1660、2560)の出力ポート、フィルタ(1030、1630、1730、1930、2430)の入力ポートまたはフィルタ(1030、1630、1730、1930、2430)の出力ポートと流体連通し、

受動吸引装置(300、500、700、800、1300、1500、1600、2100)は、受動吸引装置(300、500、700、800、1300、1500、1600、2100)から出力される正圧の量を抑制するように構成されたマフラ(2531、2532、2700、2776)をさらに備え、

受動吸引装置(300、500、700、800、1300、1500、1600、2100)は、摺動体(2280)及びダイヤフラム(2185、2285)を含み、ガス、液体、又はそれらの混合体の逆流を防止するように構成された逆流防止弁(1316、1516、2100、2116、2200、2416、2421)を備え、摺動体(2280)はダイヤフラム(2185、2285)を介して圧力源から前記摺動体(2280)に伝達される圧力によって作用されると、装置(300、500、700、800、1300、1500、1600、2100)内で移動するように構成され、ダイヤフラム(2185、2285)は一方向の流れを遮断する一方で反対方向の流れを許容するように構成され、

摺動体(2280)は摺動体(2280)をダイヤフラム(2185、2285)に結合するように構成された雄カップリング(2283)と、摺動体(2280)を通る物質の流れを可能に

するように構成された開口(2286)と、ダイヤフラム(2185、2285)の一方向の撓み量を制限するように構成された支持要素(2288)とを備え、ダイヤフラム(2185、2285)は、可撓性材料からなり、ダイヤフラム(2185、2285)を摺動体(2280)に結合するように構成された雌カップリング(2284)を含む吸引システム。」

5 3 本件審決の理由の要旨

以下のとおり、本願発明は、本願出願日前に日本国内又は外国において頒布された刊行物に記載された発明であるから、特許法29条1項3号に該当し、特許を受けることができない。

10 (1) 本願出願日前に頒布された米国特許出願公開第2017/0014559号明細書(甲23。訳文は甲25参照。以下「引用文献1」といい、その段落番号を【】で示す。)には、次の発明が記載されている(以下「引用発明」という。)

「吸引システム2500であって、

15 吸引アタッチメント2552に結合された外科器具と、回収キャニスタ2560と、フィルタ2530を備えた吸引装置2510とからなり、

吸引装置2510は、(i)第1の中空区間2122の内径の狭窄部、(ii)第2の中空区間2125の端部の第2の対向面2132に隣接して配置される第1の中空区間2122の端部の第1の対向面2130によって形成される導管を備え、吸引装置2510への加圧流体の流入は、吸引装置2510内に低圧領域を形成し、吸引装置2510は吸引システム2500の受動吸引源であり、

20

吸引アタッチメント2552に結合された外科器具の吸引アタッチメント側は、吸引アタッチメント2552の吸引ポート2512と流体連通するポート構造を備え、当該ポート構造は回収キャニスタ2560の吸入側のポート構造と流体連通するとともに、回収キャニスタ2560の排出側のポート構造は、吸引装置2510内部のフィルタ2530の吸入側のポート構造

25

と流体連通し、

吸引装置 2 5 1 0 の排出側のポート構造は、吸引装置 2 5 1 0 内部のフィルタ 2 5 3 0 のフィルタ出口ポートと流体連通し、

5 吸引装置 2 5 1 0 は、正圧出力 2 5 2 1 の体積レベルを抑制するように構成されたマフラ 2 5 3 2 をさらに備え、

吸引装置 2 5 1 0 は、摺動体 2 2 8 0 及びダイヤフラム 2 2 8 5 を含み、液体、ガス及び固形物の逆流を防止するように構成された逆流防止弁 2 2 0 0 を備え、摺動体 2 2 8 0 はダイヤフラム 2 2 8 5 を介して圧力源から摺動体 2 2 8 0 に伝達される圧力によって作用されると、吸引装置 2 5 1 0 内で移動するように構成され、ダイヤフラム 2 2 8 5 は一方向の流れを遮断する一方、逆方向の流れを許容するように構成され、

15 摺動体 2 2 8 0 は摺動体 2 2 8 0 をダイヤフラム 2 2 8 5 に連結するように構成された雄型継手 2 2 8 3 と、摺動体 2 2 8 0 を通る排出物の流れを可能とするように構成された開口 2 2 8 6 と、ダイヤフラム 2 2 8 5 の一方向の撓み量を制限するように構成された支持要素 2 2 8 8 とを備え、ダイヤフラム 2 2 8 5 は、可撓性材料からなり、ダイヤフラム 2 2 8 5 を摺動体 2 2 8 0 に連結するように構成された雌型継手 2 2 8 4 を含む

吸引システム 2 5 0 0。」

20 (2) 本願発明の発明特定事項は、以下のとおり（ただし、後記審決取消事由に関係しない部分は摘示を省略する。）、全て引用文献 1 に記載されている。

ア 引用発明の「吸引システム 2 5 0 0 であって、吸引アタッチメント 2 5 5 2 に結合された外科器具と、回収キャニスタ 2 5 6 0 と、フィルタ 2 5 3 0 を備えた吸引装置 2 5 1 0 とからなり」は、本願発明の「吸引システムであって、外科手術用ツール、キャニスタ（860、1660、2560）、フィルタ（1030、1630、1730、1930、2430）、および受動吸引装置（300、500、70 25 0、800、1300、1500、1600、2100）からなり」に相当する。

イ 引用発明の「吸引装置 2 5 1 0 は、(i) 第 1 の中空区間 2 1 2 2 の内径の
狭窄部、(ii) 第 2 の中空区間 2 1 2 5 の端部の第 2 の対向面 2 1 3 2 に隣
接して配置される第 1 の中空区間 2 1 2 2 の端部の第 1 の対向面 2 1 3 0
によって形成される導管を備え、吸引装置 2 5 1 0 への加圧流体の流入は、
5 吸引装置 2 5 1 0 内に低圧領域を形成し、吸引装置 2 5 1 0 は吸引システ
ム 2 5 0 0 の受動吸引源であり」は、本願発明の「受動吸引装置 (300、50
0、700、800、1300、1500、1600、2100) は (i) 第 1 の中空区間、第 2 の中空
区間、またはそれらの組み合わせの内径の狭窄部、(ii) 第 2 の中空区間の
端部の第 2 の対向面に隣接して配置されるか、または少なくとも部分的に
10 重なる前記第 1 の中空区間の端部の第 1 の対向面によって形成される導
管、または (iii) それらの組み合わせを備え、受動吸引装置 (300、500、70
0、800、1300、1500、1600、2100) への加圧流体の流入は、受動吸引装置 (3
00、500、700、800、1300、1500、1600、2100) 内に低圧領域を形成し、受
動吸引装置 (300、500、700、800、1300、1500、1600、2100) は吸引システ
15 ムの受動吸引源を備え」に相当する。

ウ 引用発明の「回収キャニスタ 2 5 6 0 の排出側のポート構造は、吸引装
置 2 5 1 0 内部のフィルタ 2 5 3 0 の吸入側のポート構造と流体連通」す
る点は、本願発明の「キャニスタ (860、1660、2560) の出力ポートは、フィ
ルタ (1030、1630、1730、1930、2430) の入力ポートと流体連通」する点に
20 相当する。

第 3 原告主張の審決取消事由（引用発明の認定の誤り）

1 「外科手術用ツール」の認定の誤り

本件審決は、引用文献 1 の【0 3 0 9】の「吸引アタッチメント 2 5 5 2 が
外科器具に結合し得る (may be configured to couple)」との記載をもって、
25 本願発明の「外科手術用ツール」に相当すると認定した。しかし、当該記載は
結合可能性を示すものにすぎず、装置としての「外科器具」を構成要素として

含むことを直接的・一義的に開示するものではないから、この認定は誤りである。

2 フィルタ位置・流体連通関係の認定の誤り

5 本願発明は、「キャニスタの出力ポートがフィルタの入力ポートと流体連通する」ことを構成要件とする。しかし、引用文献1の【0313】に加え、【0310】、【0312】及び【0315】に記載によれば、液体・固体は分離器2554→キャニスタ2560へ排出され、ガスは吸引装置2510→フィルタ2530→マフラ2532へ排出されるから、キャニスタ出力とフィルタ入力
10 は別系統（液固系とガス系）に属する。本件審決は、引用文献1の図25を「全体流路」と誤認し、系統分離を無視して短絡的に同一連通と判断しており、認定に誤りがある。

3 導管の形成態様の認定の誤り

本願発明は、受動吸引装置は「第2の中空区間の端部の第2の対向面に隣接して配置されるか、または少なくとも部分的に重なる前記第1の中空区間の端部
15 の第1の対向面によって形成される導管」を構成要件とする。引用文献1の【0260】は吸引装置2100の導管構造を説明しているが、本件審決はこれを吸引装置2510に当然に投影した。しかし、図25の吸引システム2500には当該形成態様の明示がなく、単なる“例示的装置”として図21Aを参照するにとどまるから、導管形成に関する認定は直接的開示を欠き、誤りである。
20

4 異なる実施形態のモザイク認定の誤り

本件審決は、吸引装置2100（導管2129の幾何構造）、逆流防止弁2200（摺動体2280・ダイヤフラム2285構成）及び吸引システム2500（マフラ2532・手術室配管）を全て単一の構成に統合して認定したが、
25 これらは引用文献1中の異なる章における選択的列举であり、当業者が単一の実施形態として当然に読み取ることとはできないから、認定に誤りがある。

第4 被告の反論

1 「外科手術用ツール」の認定の誤りについて

引用文献1には、【0309】の記載から、手術室で使用するための吸引システム2500（図25）において、吸引アタッチメント2552に外科器具が結合される実施形態が明示的に記載されている。また、引用文献1の【0127】の「一実施形態では、装置は、例えば、外科処置中に吸引力を生成するために使用してもよい。」との記載及び引用文献1の発明の名称（正圧ガスを使用する外科的吸引装置）も考慮すると、手術室で使用するための吸引システム2500が、外科処置に使用され、使用時に外科器具が結合されるものであることは当然である。したがって、引用発明において、「吸引アタッチメント2552に結合された外科器具」を認定し、本願発明と引用発明との対比において、引用発明の「吸引システム2500であって、吸引アタッチメント2552に結合された外科器具と、…からなり」を、本願発明の「吸引システムであって、外科手術用ツール、…からなり」に相当するとした本件審決の認定に誤りはない。

2 フィルタ位置・流体連通関係の認定の誤りについて

引用文献1の【0313】の記載によれば、手術室で使用するための吸引システム2500（図25）に含まれる吸引装置2510は、その作動時に、吸引アタッチメント2552から流体分離器2554を経てフィルタ2530に至るガスの流れを生じる吸引力を生成し、その吸引力によって、吸引アタッチメント2552に引き込まれた排出物の流れ（液体、固形物及びガスを含んでもよい。）中のガスは、流体分離器2554から、回収キャニスタ2560へ排出される。そして、図25に示されるように回収キャニスタ2560は流体分離器2554以外と連通していないから、回収キャニスタ2560内へ排出されたガスはその後、吸引装置2510によって吸引され、フィルタ2530に至る。したがって、回収キャニスタ2560の排出側とフィルタ2530の吸

入側が、ガスの流通を許容するように流体連通していることは、引用文献１に明示的に記載されている。よって、キャニスタ出力（液固系）とフィルタ入力（ガス系）が別系統に属する旨の原告の主張は、引用文献１の記載に基づいておらず失当であり、本件審決の認定に誤りはない。

5 3 導管の形成態様の認定の誤りについて

引用文献１は、【０１４６】～【０３０４】及び図１～図２４で吸引システム又は吸引装置の各実施形態を記載し、【０３０５】～【０３１４】及び図２５で吸引装置２５１０を含む「手術室で使用する吸引システム２５００」を記載しているから、吸引システム２５００は、吸引装置２５１０の具体的構成として

10 【０１４６】～【０３０４】及び図１～図２４に記載された吸引システム又は吸引装置のいずれかを採用することが当然に意図されている。さらに、【０２５１】及び【０２６０】には、逆流防止弁を備えた吸引装置２１００の導管２１２９の導管構造が記載されているから、吸引装置２５１０の具体的構成として、

15 【０２５１】及び【０２６０】に記載された導管２１２９の導管構造を有する吸引装置２１００を採用した吸引システム２５００が記載されていることは明らかである。そして、導管２１２９の導管構造は、本件審決で認定した「第２の中空区間２１２５の端部の第２の対向面２１３２に隣接して配置される第１の中空区間２１２２の端部の第１の対向面２１３０によって形成される」という構成のとおりのものであるから、本件審決における引用発明の認定及び本願

20 発明の対比に誤りはなく、原告の主張は失当である。

4 異なる実施形態のモザイク認定の誤りについて

引用文献１には、図２５に示される概念図における各構成要素（例えば、吸引装置２５１０）に採用し得る具体的な構成（例えば、吸引装置２１００、吸引装置２３００、吸引装置２４００）が列举され、これに組み合わせる構成（例

25 えば、逆流防止弁２２００）が記載されている。このように、引用文献１に並列的かつ現実に記載されている選択肢の組合せについては、当業者は、そのう

ちの特定の選択肢（例えば、吸引装置 2 1 0 0 と逆流防止弁 2 2 0 0）に係る具体的な技術的思想を、当該文献に記載されたものとして認識できるものである。よって、吸引装置 2 5 1 0 に逆流防止弁 2 2 0 0 を含む吸引装置 2 1 0 0 の構造を組み合わせた、手術室で使用するための吸引システム 2 5 0 0 の実施態様を引用発明として認定することは何ら問題がなく、本件審決に誤りはない。

第 5 当裁判所の判断

1 「外科手術用ツール」の認定の誤りについて

原告は、本件審決が、引用文献 1 の【0 3 0 9】の「吸引アタッチメント 2 5 5 2 が外科器具に結合し得る」との記載をもって、本願発明の「外科手術用ツール」に相当すると認定したことが誤りであると主張する。

しかし、引用文献 1 の【0 3 0 9】には、「吸引システム 2 5 0 0 は、吸引アタッチメント 2 5 5 2 を含む。…いくつかの実施形態では、吸引アタッチメント 2 5 5 2 は、外科器具に結合するように構成してもよい。…」と記載されているから、この記載から、実施形態として、吸引システム 2 5 0 0 の吸引アタッチメント 2 5 5 2 が外科器具に結合する構成が示されていると認められる。そうすると、上記記載をもって上記構成が具体的に開示されているといえるから、引用発明の構成の開示としては十分というべきであって、本件審決が、引用発明において、「吸引アタッチメント 2 5 5 2 に結合された外科器具」を認定し、本願発明と引用発明との対比において、引用発明の「吸引システム 2 5 0 0 であって、吸引アタッチメント 2 5 5 2 に結合された外科器具と、…からなり」を、本願発明の「吸引システムであって、外科手術用ツール、…からなり」に相当すると認定したことに誤りはない。

2 フィルタ位置・流体連通関係の認定の誤りについて

原告は、引用文献 1 の【0 3 1 0】、【0 3 1 2】及び【0 3 1 5】の記載を指摘して、引用文献 1 は、流体分離器 2 5 5 4 が液体及び固体を回収容器 2 5 6 0 へ送る一方、ガスは液体分離器 2 5 5 4 から吸引装置 2 5 1 0 へ吸引され

る流れを開示しており、キャニスタ出力とフィルタ入力とは別系統（液固系とガス系）に属するから、本件審決が、この系統分離を無視して、キャニスタの出力ポートとフィルタの入力ポートと流体連通すると認定したことは誤りであると主張する。

5 しかし、引用文献１の【０３１３】には、「排出物の流れ（液体、固形物及びガスを含んでもよい）は、低圧領域２５２２によって吸引アタッチメント２５５２に引き込まれる。排出物の流れは、流体分離器２５５４で受け取られる。流体分離器２５５４は、液体、固形物及びガスを排出物の流れから分離する。流体分離器２５５４は、液体、固形物及びガスを排出物の流れから回収キャニスタ２５６０へ排出する。排出物の流れからのガスは、吸引装置２５１０によって流体分離器２５５４（引用文献１原文の２５４４との記載は誤記と認める。）から吸引される。ガスからの要素はフィルタ２５３０によって除去される。」と記載されているから、排出物の流れからのガスは、流体分離器２５５４から回収キャニスタ２５６０に排出され、その後、回収キャニスタ２５６０から流体分離器２５５４に排出され、更に流体分離器２５５４から吸引装置２５１０によって吸引されるものと認められる。

15 また、証拠（乙１、３、４）及び弁論の全趣旨によれば、医療用の吸引装置に用いられるキャニスタに吸入側のポート構造及び排出側のポート構造を設けた上、吸入側のポート構造からガスを含む排出物の流れを受け取り、その後、排出側のポート構造からガスを排出するものとするのは、技術常識であると認められる。

20 そうすると、当業者は、【０３１３】の記載及び上記技術常識から、排出物の流れからの液体、固形物及びガスを回収キャニスタ２５６０が受け取り、そのうちのガスが、回収キャニスタ２５６０の排出側のポート構造から流体分離器２５５４へと排出され、更に流体分離器２５５４から吸引されると理解するものと解される。したがって、本件審決が、「回収キャニスタ２５６０の排出側の

ポート構造は、吸引装置 2 5 1 0 内部のフィルタ 2 5 3 0 の吸入側のポート構造と流体連通し」と認定したことに誤りがあるとはいえない。原告の主張は、【0 3 1 3】の記載と整合せず、このことを合理的に説明し得るものではないから、採用することはできない。

5 3 導管の形成態様の認定の誤りについて

原告は、本件審決が、図 2 5 の吸引システム 2 5 0 0 には明示がないのに、吸引装置 2 1 0 0 の導管構造を吸引装置 2 5 1 0 に投影して認定したことが誤りであると主張する。

10 しかし、引用文献 1 の【0 3 0 6】には、吸引システム 2 5 0 0 を構成する吸引装置 2 5 1 0 は、吸引システム又は吸引装置 1 0 0、3 0 0、1 0 0 0、1 2 0 0、1 3 0 0、1 9 0 0 の一例であり、【0 2 4 5】には、逆流防止弁を備えた吸引装置 2 1 0 0 は、吸引システム又は吸引装置 1 0 0、3 0 0、1 2 0 0、1 3 0 0、1 9 0 0 の一例であると記載されている。そうすると、吸引システム 2 5 0 0 を構成する吸引装置 2 5 1 0 に、少なくとも吸引システム又は吸引装置 1 0 0、3 0 0、1 2 0 0、1 3 0 0、1 9 0 0 を用い、更にそれらの一例として逆流防止弁を備えた吸引装置 2 1 0 0 を用いることができるのであるから、図 2 5 にその明示はなくとも、引用文献 1 全体から吸引システム 2 5 0 0 において逆流防止弁を備えた吸引装置 2 1 0 0 を用いるとした構成が抽出できる。したがって、本件審決が吸引システム 2 5 0 0 において吸引装置 2 1 0 0 に用いられる導管構造を構成要素とする引用発明を認定したことに誤りはない。

20 4 異なる実施形態のモザイク認定の誤りについて

原告は、本件審決が、吸引装置 2 1 0 0、逆流防止弁 2 2 0 0 及び吸引システム 2 5 0 0 を全て単一の構成に統合して認定したことが誤りであると主張する。

25 しかし、吸引システム 2 5 0 0 において、吸引装置 2 5 1 0 として吸引装置

2 1 0 0を用いるという構成が抽出できることは上記 3 のとおりである。また、引用文献 1 の【 0 2 7 3 】には、逆流防止弁 2 2 0 0 は、逆流防止弁 2 1 1 6 の一例であり、【 0 2 4 5 】には、逆流防止弁 2 1 1 6 は逆流防止弁を備えた吸引装置 2 1 0 0 の一部であると記載されているから、吸引装置 2 1 0 0 として
5 逆流防止弁 2 2 0 0 を用いた構成も引用文献 1 に記載されたものであると認められる。そうすると、引用文献 1 から、逆流防止弁 2 2 0 0 を備えた吸引装置 2 1 0 0 用いた吸引システム 2 5 0 0 の構成を抽出できるというべきであって、これらをひとまとまりの構成の引用発明として認定したことに誤りはない。

5 結論

10 以上によると、原告主張の取消事由には理由がない。

よって、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所第 4 部

15

裁判長裁判官

長 谷 川 浩 二

20

裁判官

伊 藤 清 隆

25

裁判官

5

諸岡慎介